

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、現在、子供から高齢者、障害者まで、国民の約一割、一千万人が親しむ生涯スポーツとなっており、もはやゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできない。

また、ゴルフ場は他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスの受け手を受けているわけではなく、むしろ、雇用、資材の購入、交流人口の増加等によって地域との共存共栄を果たすとともに、ゴルフ産業は我が国を代表するスポーツ産業の一つであり、地域経済にも大きく貢献しているものである。

こうした中、あまたあるスポーツの中で、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは税の公平性の観点からも極めて不当なものであるとともに、消費税との二重の負担となっている。

ゴルフは、昨年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技に復帰し、国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツであり、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、世界的に類を見ないゴルフのみを狙い撃ちした課税を行っていることは恥ずべきことである。

については、今般の税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。なお、ゴルフ場利用税の廃止に際しては、ゴルフ場利用税交付金がゴルフ場所在市町村の貴重な財源となっていることに鑑み、ゴルフ場の協力を得て代替財源を確保し、補てんする。さらに、ゴルフ場を活用してゴルフファーに「ふるさと納税」を呼びかけ、ゴルフ場所在市町村の収入増への協力をすすめる。
右、決議する。

平成二十九年六月十六日

超党派ゴルフ議員連盟

自民党ゴルフ振興議員連盟

名誉会長	麻生 太郎	顧問	高村 正彦	会長代行	石原 伸晃	事務局長	笹 浩史	事務局長	大西 英男	事務局長	小宮山 泰子								
顧問	衛藤 征士郎	顧問	額賀 福志郎	顧問	細田 昭子	顧問	山 東 昭子	顧問	漆原 良夫	顧問	安住 淳	顧問	園田 博之	顧問	松野 頼久	顧問	下地 幹郎	顧問	松 新平

顧問	衛藤 征士郎	顧問	谷 垣 禎一	顧問	額賀 福志郎	顧問	甘利 明	顧問	河村 建夫	顧問	中曾 根 弘文	顧問	茂木 敏充	顧問	塩崎 久文	顧問	山本 博	顧問	橋本 聖二	顧問	遠藤 利明	顧問	竹本 直一	顧問	吉野 正芳	顧問	岸野 信夫	顧問	武藤 英治	顧問	大西 容治	顧問	小田 潔	顧問	神田 憲博	顧問	井上 貴博
顧問	高村 正彦	顧問	保岡 興治	顧問	川崎 二義	顧問	金子 昭子	顧問	山 東 昭子	顧問	宮 洋一	顧問	稲田 朋美	顧問	鴨下 一	顧問	逢沢 一郎	顧問	塩谷 立	顧問	後藤 正純	顧問	萩田 光一	顧問	片山 つき	顧問	神山 佐市	顧問	青橋 平	顧問	高橋 ひなこ						